

総合計画実施計画の概要

1 実施計画策定の目的

実施計画は、基本構想に定められた基本理念の実現を目指し、基本計画に掲げられた施策展開の方向に沿って、具体的な施策、事業の内容を財政的な裏付けをもって3年間の計画として取りまとめるもので、計画期間における市政運営の指針となるものです。

計画の策定にあたっては、基本構想・基本計画を踏まえ、平成21年度予算と整合を図りながら、施策体系別・年度別に事業内容、事業費等を計上しています。

2 実施計画の期間

実施計画の期間は、後期基本計画の計画期間である平成21年度から25年度までの5年間のうち、後期基本計画を着実に実施するうえで、より一層の実効性の確保を図るため、平成21年度から23年度までの3年間の計画期間とします。

なお、今後についても、毎年度の予算と整合を図りながら、実施計画を改定していきます。

3 実施計画の対象事業

実施計画の対象事業は、後期基本計画の主要事業に位置づけられた事業のうち主なもの(新市建設計画事業、新規事業、重点プロジェクト事業を含む)を対象とします。

4 財政計画

財政計画は、後期基本計画に示された5年間の財政フレームの考え方を踏まえ、平成21年度予算と整合を図りながら、現行制度を基本として一般会計ベースで平成23年度までの3年間の財政計画を策定しています。

なお、今後についても、毎年度の予算と整合を図りながら、財政計画を改定していきます。